

第24期 第39回大津市農業委員会定例総会議事録

1 開催日時 令和5年6月13日（火）13時30分から15時05分

2 開催場所 大津市役所新館7階特別会議室

3 出席委員（18名）

1番	高谷	久美子	委員
2番	宇野	幸太郎	委員
3番	大伴	四郎左衛門	委員
4番	橋本	正和	委員
5番	安井	善次	委員
6番	山本	公彦	委員
7番	田中	謙一	委員
8番	西村	博	委員
9番	森元	直紀	委員
10番	西村	正明	委員
11番	森田	康裕	委員
12番	横山	成治	委員
13番	松尾	比古敏	委員
14番	正田	富美子	委員
15番	上坂	雅彦	委員
16番	服部	みさ子	委員
17番	槌田	昌子	委員
18番	三田村	美江	委員

4 欠席委員（0名）

5 説明員（3名）農林水産課1名、自治協働課2名

6 傍聴人（0名）

7 議事日程

議案第151号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第152号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第153号 農用地利用集積計画について

報告第214号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第215号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第216号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第217号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について

8 事務局

事務局長、事務局次長、係長、主査、主査

9 議事概要

事務局長 それでは、第24期第39回大津市農業委員会定例総会を開催いたします。
最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。
先唱につきましては、議席番号4番橋本正和委員に先唱いただきますので、よろしくをお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長 ご着席をお願いいたします。
それでは、会議全体の司会進行は副会長の輪番制です。中部選出の副会長上坂雅彦委員をお願いいたします。それでは、よろしくお願ひします。

委員 それでは、議事に先立ちまして、本定例総会の成立について申し上げます。
本日は、委員全員に出席いただいております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本定例総会は成立していることをご報告申し上げます。
なお、農業委員会会議規則第12条の規定により、本会の傍聴を認めます。
次に、会長からご挨拶をいただきます。

会長 <会長挨拶>

委員 ありがとうございます。
それでは引き続きまして、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、日程に従い始めさせていただきます。
議事録の整理のため、発言に当たっては挙手し、氏名を述べていただいた上でご発言いただきますようお願いいたします。
また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくかマナーモードに設定をしていただきますようお願いいたします。

では、議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力のほどお願いします。

大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

7番 田中 謙一 委員

8番 西村 博 委員

よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第151号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

ただし、No.9については、〇〇委員が利害関係人となりますので、先にNo.9を除いた案件を審議いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定、移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いいたします。

まず、No.1の北小松とNo.2、3の北比良につきまして、地元委員よりご意見をお伺いします。

委員 まずNo.1、先ほど事務局から十分な説明がありましたけれども、〇〇の方がなぜこの土地を買ったかについては、横に家があるからということです。仏花をされている方らしいのですが、前々から土地は欲しかったようで、前までは5反農地を持っていないとという制限があったのが、4月からその枠が外れて、それほど持ってなくても持てるという状況になり、今回買われたということ。あと、周辺農地については、ここしかございませんので、何ら問題はありません。しかも、不耕作地の解消ということでございますので、よろしくご審議をいただければと思います。

あと、2番、3番。売る方は違う方ですが、買う方は〇〇さんという方で、浜沿いのほうに家をお持ちで、今回2か所ですけども、なぜ飛び飛びの土地を2か所持つのかという話ですが、現在も耕作している土地が真ん中にありまして、そこを何とか取得したいという話し合いもされてる中で、結論は出ていないのですが、何というか、自分の周辺の農地を失いたくないというようなことを願っているようで、不耕作地の解消もということなので、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。以上です。

議長 続きまして、No.4の南比良、No.5の大物、No.6の八屋戸につきまして地元

委員よりご意見をお伺いします。

委員

3件、私から説明させていただきます。

No.4につきましては、南比良の〇〇といいまして、カントリーから少し上のほうにあります。地番の整理をされた土地でございます。これは、よそから土地を随分前に買われて、結局自分ところでできずに、〇〇さんが今まで耕作をされていたものを、今回譲り渡すという話でまとまったもので、田んぼをそのまま田んぼで使うということで、何ら問題ないかと思っておりますので、よろしくご審議お願いします。

次、5番ですが、これは大物の〇〇で、先ほどの絵を見ていただいたら分かるかと思っておりますが、狭い田んぼといいですか、現状はもう田んぼではなく、従来からそういう使い方がされており、その隣に〇〇さんが土地を持っており、譲るという話になったもので、水利などについても何ら問題ないと思っておりますので、ご審議お願いいたします。

それから、No.6についてですが、先ほど事務局からも詳しい説明がございました。譲り受けたものの、結果的には実家のほうで耕作されていた農地3件を、この機会に譲り渡してしまうということで話がまとまったもので、贈与でございます。〇〇さんについては、このあたりは〇〇という農事組合法人が手広く耕作しております。〇〇さんは、その一員として農業をたくさんやられており、年齢も若く、まだまだ耕作していただけたと思います。〇〇さんには、お父さんがいますが、息子のほうにという話で今回話がまとまっております。私からは以上です。よろしくご審議お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

それでは続きまして、No.7の小野につきましては、地元委員よりご意見を伺います。

委員

位置図、26ページの写真を見ていただいたら分かるように、先ほど事務局から説明がありましたとおり、隣の水田、水が張ってあるところが今回買われる農地ということで、非常に変形してるのですが、いずれは一体として利用していきたいということですので、何ら問題はないと思っております。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

ありがとうございました。

それでは、No.8の大石中一丁目につきましては、私が地元委員でございますので、意見を述べさせていただきます。

28ページから31ページですが、写真の30ページを見ていただきますと、ここは〇〇さんが所有されているのですが、もともとこの方のお父さんが所有されており、お父さんが病気がちで、奥さんがここを守りされていたのですが、先に奥さんが亡くなられて、続いてすぐにお父さんも亡くなられて引き

継がれたという形になってます。それで、今まで〇〇さんが外に出ておられるので、ずっとほったらかしということになっていたのですが、奥さんが小まめにこのように管理をされていた。ただし、何も耕作はされていないというような状況でした。

今、のぼりが立ってるんですが、これを〇〇さんのほうから売り地というような形で出されてたところに、〇〇におられる方が、退職後は農業をしたいということで話がまとまったという形になってます。ただ、ここの土地は、少し見にくいですが、道路の下側になります。それで、入り口が少し急なところもあるのと、もう一つ、鹿やイノシシというのもこの辺は来ますということだけは口添えております。それでもやっていきたいという話なので、活用していただければ助かるころだと思っています。以上です。

それでは続きまして、No.10の牧二丁目、No.11の桐生二丁目につきまして、〇〇委員よりご意見をお伺いします。

委 員

このNo.10の案件は、去る5月27日に譲受人と、窓口の行政書士事務所の〇〇氏、それから司法書士と譲渡人、それから地元推進委員と私の6名で立会いを行いました。この田んぼは、譲渡人が高齢で、農業の継続が困難ということで、隣接地を耕されてる〇〇が経営拡大をしたいということで売買の合意がされ、この田んぼは既に耕され、今年休耕ということですが、来年から水稲をされるということで、特に問題はありません。

それから、次のNo.11ですけれども、これは、5月26日に譲受人、地元推進委員と私の3名で立会いを行いました。この田んぼは、従来から〇〇さんが利用権設定をされて、ずっと営農されてきたというもので、先ほどもありましたように、4月から下限面積が撤廃されたということがあり購入を決意されたということです。今後も、今までどおり水稲をされるということで、全く問題ありませんので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、何かご意見、ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長

ご意見等もないようですので、お諮りいたします。

それでは、No.1について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長

挙手全員により、議案第151号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

次に、No.2について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第151号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、No.3について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第151号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。
次に、No.4について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第151号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.4は許可することに決定いたします。
次に、No.5について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第151号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.5は許可することに決定いたします。
続きまして、No.6について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第151号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.6は許可することに決定いたします。
続きまして、No.7について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第151号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.7は許可することに決定いたします。
続いて、No.8について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第151号 農地法第3条第1項の規定による許可申

請No.8は許可することに決定いたします。

続きまして、No.10について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第151号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.10は許可することに決定いたします。

続きまして、No.11について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第151号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.11は許可することといたします。

では続きまして、No.9の案件を議題といたしますので、〇〇委員が利害関係者に該当しますので、ご退席いただきます。

それでは、事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定、移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

No.9の関津三丁目につきましては、地元委員に代わり、〇〇委員に確認をしていただきましたので、ご意見をお伺いします。

委 員 このNo.9の案件は、5月26日に譲受人、地元推進委員、そして私の4名で立会いを行いました。この田んぼは、従来から〇〇へ作業委託をされており、日常的な営農管理は個人でされてきたものです。所有者は、高齢で継続が難しいということと、後継者が不在ということで、法人に無償で提供することになったということです。今後も、〇〇が継続して営農管理され、全く問題ありませんので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

それでは、何かご意見、ご質問があれば。

(なしの声)

議 長 ご意見等もないようですので、お諮りいたします。

それでは、No.9について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第151号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.9は許可することに決定いたします。

それでは、これより再度〇〇委員にお入りをいただきます。

では次に、議案第152号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりました。なお今回の案件は、顛末案件でもあり、一日立会委員の現地調査は実施しておりませんので、地元委員からのご意見をお伺いしたいと思います。

No.1の南比良について、地元委員にご意見をお伺いします。

委 員 この南比良につきましては、住宅地の中にある案件で、周囲に農地も一切ありませんで、農業に対しての問題は特にないと思います。また、古いというか、昭和の初期等は、こういうように農地をあまり法的に云々ということが勘案されずに建てた家があちこちあるわけでございますけれども、これもその一軒でございます、法的に理解できてなかったという顛末もついているということでございますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

それでは、何かご意見、ご質問はありますか。。

(なしの声)

議 長 ご意見等もないようですので、お諮りいたします。

No.1につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第152号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

では続きまして、議案第153号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、〇〇委員が利害関係人に該当しますので、再び申し訳ないですがご退席いただきます。

それでは、農林水産課の説明を求めます。

<農林水産課、資料に基づき説明>

議長 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問はありますか。

委員 この7番ですが、勧学と八屋戸で距離があると思うのですが、耕作に勧学から行かれるということですか。

農林水産課 農林水産課です。
ご質問のとおり、勧学から八屋戸のほうに通われるとのこと。

委員 畑をするために、どれぐらいの距離か知りませんが、行かれるのか。

農林水産課 さようございます。
距離としてはそこそこ遠いですが、湖西道路を、通常の渋滞しない時間帯であれば、30分弱ぐらいで到達する距離と考えております。

委員 2、3、4、5番ですけれども、堆肥製造置場。これを個人事業主でやっている造園業で発生した剪定の枝や葉っぱを、ここの田んぼに入れて堆肥化するということですが、周辺農地にはまず支障などはないのですかというのが1点。

次に、この堆肥の製造で、造園業で発生した葉っぱなどを堆肥にするのに、個人事業主レベルの搬入量というのをどれぐらい想定しておられるのか。その量を、この周辺の畑などで消費できる量なのかどうなのか、よそに販売などされないのかということと、また造園業で発生したその葉っぱ、枝などで堆肥化したものが、有機栽培されると書いていますけれども、有機認証をきちんと取得できるものなのかどうなのかということをお尋ねしたいです。

最後に、利用権設定は原則3年以上となっておりますけれども、この整理番号2、6、7は2年9か月になってる。特に田として利用と書かれてる部分については、今からでは今年一年作付できないので、実質2年になってしまうのではないかと思います。いかがですか。以上です。

農林水産課 周りの農地に対する影響、それから量の話で、ほかに販売されないのか、それから有機JAS認証の件、それから3年以上作付というルールのところの4点をお伺いということで、順にお答えいたします。

1点目の周りの影響についてでございますが、申請のほうでは、地域の農業組合長とか、あと地元の農業委員もしくは推進委員にご確認をいただいております。それから今回航空写真をつけており、一応そこでご確認をいただくという格好で考えておりますが、周辺の農地のところにつきましては、

資料の航空写真で言いますと、八屋戸1のページのうち、〇〇、それから〇〇、それから〇〇の3筆でございまして、〇〇と〇〇のJR寄りのところについては、周りの農地というと、今回ご自身が借り受けようとする農地が主でございまして、〇〇のほうについては、北隣が違う方になってこようかと思ひます。周りに対する影響としては、一定、地域の方の説明で、ないという認識をされているというように考えておりますが、ご確認をいただければと思ひます。

その次、2点目の堆肥化するボリュームについてのところ、販売しないのかということになってまいりますが、現時点では販売する計画はないというように伺っております、全て自己用で投入されていると確認しております。

3点目、有機JASの取得についてですが、有機JAS認定の取得のつもりなのか、この剪定枝を堆肥化したものを使用することによってJAS認定が取得できるものかどうかという確認は、現状ではしておりません。あくまで有機系の栽培方法を試行されているということで確認しております。

最後の4点目、3年以上の部分でございまして。現状3年というのが3作と解釈をするように聞いております。6番、7番のところと言いますと、畑なので、3作という意味では支障はないのかなと思ひますが、2番のところ、2番の下2筆、〇〇、〇〇の2筆が争点と考えておりますが、タイミングとしては、3作のぎりぎりのタイミングになってこようかと思ひしております。あくまで理論値みたいな意味合いになってこようかと思ひますが、3作のぎりぎりぐらいのタイミングになってこようかと現状としては考えております。以上でございまして。

委員

個人事業主で造園屋をしておられるので、お客さんのところで切ってきた木や葉っぱですよ。通常でしたら産業廃棄物で処理をされるというのを、自分の借り受ける畑に持ってきて、それを堆肥化するそのボリューム、さっきも伺ったかかったのですが、大体どれぐらいの量か。私の周りに造園屋の知り合いがいろいろいるんですけど、かなりの量が出てくるので、それを全部ここへ置いて堆肥化するとなったら、すごい量で、それをあんな剪定の葉っぱとか、かなり硬いものを1年ぐらいやそこらで完熟するとは思えないので、非完熟の堆肥で多分使えないというのも多分この人は十分ご存じだと思ひますが、そうなってくると、かなりの量が蓄積されてくるっていうのを懸念されて、それを、この今回借り受けるところの小さい畑で使い切れるのかどうか。

ましてやこの植物系の堆肥を田んぼにまいたりしたら、米なんて全然とれなくなってしまうので、どういうようにして使うのかなというのがまず。だから、正直私の疑問の中では、産廃の処理をするよりも、自分のところで産廃代をもらい、堆肥を作るという名目で処分をされるのではと、疑問に思ってしまうので、それは大津市としてどう捉えておられるのかなというのを

聞きしたいのですが。

委員

この件については、利用権の設定に当たって、私のほうに書面と話がありまして、一応見てきましたが、有機については、有機JASの登録はしない、今までもそれをしておらず、有機のナンバーは取らないけれども有機的に作っているということで、今まで10年ほど実際にお米を販売してると。です。実績として今までずっとあるようです。

堆肥というのは、大体1年では無理だと思うのです。2年とか3年ぐらい。黒くなるまでやはり置かないと。言われるように、障害が出て駄目になるというのは間違いないと思います。ですから、その辺については、重々理解の上でそういうものをためて作っているということでございますので、ボリューム的かどうかというのも少しなんですけれども、1人で剪定に行っ出す量というのは、何人も行ってやるようなものでもないで、そんなにたくさんものを収集してやれるとはとても思わないですし、実際に持つてる道具も軽トラでやってるぐらいのもんですから、そんな大量に取ってきてどうこうというよりも、むしろ量が足りないぐらいの堆肥になるのではと思つてます。

ですから、現在も、この棚田で面積も少ないわけで、そう問題になるものではないというようにも理解してます。言われるように、堆肥を積んでおくということが周辺の理解を得られるかどうかというところの本題もあると思うんですが、今までもそういうことで、周辺の方もそういうやり方を理解していただけてますので、継続できてるのではないかなというように思いますので、よろしく審議いただけたらありがたいと思います。

農林水産課

ご質問についてはボリュームの部分になってこようかと思いますが、先ほど橋本委員に補足していただいたとおり、出てくる剪定枝のボリュームとしては、説明でもさせていただいたとおり、個人事業主のレベルでございまして、明確に何㎡という計画性を持って何t出るからという量るような数字としては、現状ではお持ちではないとお伺いしております。

完熟堆肥にする必要がございますので、例えば太い枝とかは、もちろんこれを、そのまま突っ込んでおいたら年数が要りますので、そういったものは事前に省いて、取っ払って、堆肥として製造しやすいようなものを使っておられると認識しております。また、堆肥については、完熟させる必要がありますので、ある程度の年数というのが必要になってこようかと思うのですが、その点については、完熟したもので、1㎡とか2㎡ぐらいのボリュームであれば、特に水田のほうに投入しても問題ないということでは、技術的なお話を、大津南部農業農村振興事務所農業普及課の普及指導員のほうにお伺い、確認しております。個人的な意見として、水田よりも畑に使いたいぐらいのいいものになるんではないか、完熟であればそれぐらいのレベルになるはずだということで確認させていただきました。以上となります。

委員 今見たら、インスタのアカウントでオープンに情報をいろいろ発信されていて、多分〇〇っていうインスタのアカウント、多分〇〇で間違いのないと思うのですが、それを見ると、太い枝は全部ボイラーの燃料にすると。それで、出てきた灰を堆肥、肥料にすると。あとは写真にも真っ黒い、おっしやるような完熟した黒い状態になった堆肥をホウキみたいなのでぐちゃぐちゃ回しながらこれを作って、お米を作りますというようなものも全部オープンに発信をされているので、そんなに、私もこれを見た感じでは悪質な違法行為をしようと隠れている雰囲気はないです。

事務局 今、委員の言われた中で、産業廃棄物という話が出ておりました。私も、ごみのことをやってみましたので言いますと、造園業から出る木くずというもの、剪定枝は一般廃棄物でございます。ただし、ここで一般廃棄物として処理をするというのを田で保管したりリサイクルに使うとなると、それ相応の許可が要するということにもなります。ここで農水の方にお聞きしたいんですけども、そういう廃棄物処理法の適正はどうなっておりますでしょうか。

農林水産課 廃棄物処理法の担当に確認できているわけではございませんので、その点については必要に応じて改めて確認をさせていただきたいと思いますが、1点、例えば養鶏農家のふんとかも同様のものに当たります。養鶏農家のふんを自己利用するのは、廃棄物の処理としては適法ということで聞いておりましたので、これと同様かと理解しておりましたが、確認を現時点では取っておりませんので、別物という確認が必要であれば確認したいと思います。よろしいでしょうか。

議長 ほかにご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声)

議長 では、今、橋本委員、農林水産課等々からご説明がありました内容を基に、それではお諮りをしたいと思います。

では、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 では、挙手全員により、議案第153号 農用地利用集積計画については原案のとおり決定いたします。

それでは、これより再度また〇〇委員に入ってください。

では、ここで農地系の議案の審査を一旦終了いたします。

続きまして、報告案件に移ります。

報告第214号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告第215号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、報告第216号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第217号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について、以上一括して事務局の報告を求めます。

<事務局、資料に基づき報告>
<事務局、資料に基づき集計報告>

議長 ありがとうございます。
ただいまの報告について何かご意見、ご質問がございましたら。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見もないようですので、以上をもちまして一旦報告案件を終了いたします。

それでは、ここで前回、5月12日の第38回定例総会における議案第150号 令和5年度大津農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に関する意見についての中で、伊香立市民センターの建設に関わるコスト面などに関し、委員からご質問がありましたことにつきまして、農林水産課から報告をお願いいたします。

<農林水産課、資料に基づき報告>

事務局長 前回の伊香立支所の件に対する〇〇委員等からお話に出てましたコスト面という話です。

資料のほうは特段つけてはございません。ただ今農林水産課が言いましたことは、農林水産課としての観点でございます。具体的な話もあるとは思いますが、本日会長名で大津市自治協働課の関係職員を呼んでいますので、そちらのほうからもご答弁いただけたらと思いますので、よろしく願いします。

自治協働課 失礼します。自治協働課長を拝命しております〇〇と申します。よろしく願いいたします。課長補佐も同席させていただいております。

よろしく願いします。
座って説明させていただきます。

コスト面のご質問があったということで、コストに触れる前に、何点か基礎情報も含めご説明させていただけたらと思います。

まず、1点目です。

今回の伊香立市民センターについては、現在ある市民センターに加え、クリーンセンターにありましたやまゆり荘の機能、それから環境交流館の機能を集約して建てるということにしております。まず、これに伴いまして、この3つの施設がトータル2,072㎡ありますものを、今回予定しておりますのは1,250㎡程度ということで、規模にして約4割削減する予定でございます。この4割という数字でございますが、もともと大津市は人口減少下において公共施設をどうしていくかということで、少し前に遡りますが、平成26年3月、実際には25年度ということになりますけれども、大津市公共施設マネジメント基本方針というのを作成しており、その際に、目標値として、平成54年度までに公共施設の管理コストを30%削減するという目標を掲げております。

その具体的なアクションとして、具体的な管理費の工夫と、それから管理施設の面積を減らす、この2つが目標となつてまして、管理施設については15%、平成54年、今で言えば令和24年に達成をするというような目標となっております。これを達成するために、具体的にその翌年の平成26年度、27年3月ですけれども、公共施設適正化計画というのを策定しております。その中に幾つか具体的なアクションプランが載っております。具体的に支所の規模の適正化にあつてはこういうことが書いてあるんですけれども、大規模施設の更新時には、周辺施設の複合化や集約化も含め、一体的な整備を検討する。次に、地域コミュニティにおいて利用しやすい施設配置を実現するために、現地での更新にはこだわらず、空間的な余力のある建物や学校施設の敷地への集約化の可能性も検討すると、こういうことが一応書いてございまして、今回これらを踏まえて現在の計画としたものでございます。

なお、今ご質問のあった管理コストについてでございますが、現在特に集約してなくす予定であります環境交流館につきましては、通常管理コストとして、清掃等の人件費に約550万円強、550万円から600万円ぐらい、それから光熱費、水費等の物件費に250万円強、トータルで800万円から850万円ほどかかってございます。これがなくなるということなんですけど、実はこの施設は、平成5年に建てまして、30年が経過しております。実は、この間大規模な修繕等は幸いにも行っておりませんで、大規模な施設、設備で言いますと、ここでは空調と、それから屋根、外壁ということになります。こちらについては、通常は20年経過ぐらいで直していくべきところが、現在30年近く現在も使つてるということで、近々の改修と。それから、建物についても、雨漏りがもう既に生じてまして、対症的に修繕はしてるんですけど、外壁改修を大幅にすると、それについては一定かかると。

これについて、現在空調については、例えば2階の大ホール、これは、200㎡ほどあるんですけど、ここを更新しようとする、設計含めて1,000万円ほどかかると。それから、屋上、外壁については、足場のことも含めて、全部を改修しようとする、3,000万円、4,000万円かかるということで、今後

管理経費の負担が近々来ると、こういうことの中で地域と調整した結果、建物を集約するという本市の基本方針に賛同いただいたということで、場所についてはさきにお示ししたような図面という形にさせていただいております。

以上、簡単ではございますが、管理コストのことも含めてのご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
 よろしいでしょうか。

 (なしの声)

議 長 それでは、一旦休憩入れてから3時から再開します。

 (休 憩)

議 長 それでは、再開いたします。
 それでは、農業振興係の案件に移ります。
 初めに、大津市農政審議委員の推薦について事務局から報告をお願いいたします。

 <事務局、資料に基づき報告>

議 長 続きまして、5月30日、東京の文京シビックホールで全国農業委員会会長大会が開催されました。私と事務局長で参加してまいりましたので、報告をいたします。

事務局長 お手元には、6の重点ポイント、令和5年政策提案における重点ポイント。裏側には滋賀県選出国會議員に要望書を渡した写真が載っている資料を配っております。会長、お願いします。

議 長 <会長、報告>

 では続きまして、何点か連絡事項がありますので、事務局からまとめて報告をお願いいたします。

事務局 <事務局、資料に基づき報告>

議 長 では、マイクを司会に返させていただきます。

委員 以上をもちまして第39回定例総会の全ての議案、報告事項を終了いたします。お疲れさまでした。

議事録署名委員

議長（横山 成治 委員） 印

委員（田中 謙一 委員） 印

委員（西村 博 委員） 印